

# 指定障害福祉サービス事業等指定申請の手引

訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

重度障害者等包括支援

療養介護

生活介護

短期入所

自立訓練（機能訓練）

自立訓練（生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

就労定着支援

自立生活援助

共同生活援助（グループホーム）

障害者支援施設（施設入所）

一般（地域）相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

# 【 目 次 】

I 指定申請の概要	1
II 指定の要件	
1. 指定障害福祉サービス事業者	1
2. 指定障害者支援施設	1
3. 指定一般相談事業者	2
III 指定申請及び届出等の手続き	
1. 指定申請の手続き	2
2. 業務管理体制の整備に関する届出	5
3. 事業の開始届	5
4. 変更届出の手続き	5
5. 指定変更申請	7
6. その他の届出の手続き	7
7. 指定の取消し	8
8. 指定の更新	8
9. 問い合わせ・提出先一覧	9
IV 各障害福祉サービス事業について	
1. 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）	10
2. 重度障害者等包括支援	12
3. 療養介護	13
4. 生活介護	14
5. 短期入所	15
6. 自立訓練(機能訓練)	17
7. 自立訓練(生活訓練)	18
8. 就労移行支援	19
9. 就労継続支援A型	20
10. 就労継続支援B型	21
11. 就労定着支援	22
12. 自立生活援助	23
13. 共同生活援助（グループホーム）	24
14. 障害者支援施設（施設入所支援）	26
15. 一般（地域）相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	27
16. 共生型サービスの指定について	28
V 参考事項	
1. 資格要件について	29
2. 障害者総合支援法に規定する欠格事項について	35
3. 用語の定義	37
4. 和歌山県条例	38

## I 指定申請の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される障害福祉サービスを提供する事業者・施設は、サービスの種類及び事業所ごとに、指定を受ける必要があります。

この手引は、障害者総合支援法に規定する事業の指定を受けようとする事業者のため、指定手続に係る基本的事項をまとめたものです。

※ 事業所の所在地が和歌山市内にある場合は、和歌山市障害者支援課へ御相談ください。

※ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けるための申請の手順は、事業所の所在する市町村へお問い合わせください。

## II 指定の要件

### 1 指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第36条）

指定事業者になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

① 申請者が法人格を有していること。

※ 就労支援継続 A 型を実施する法人が社会福祉法人以外のものである場合は、当該法人は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

② 事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令、和歌山県条例で定める基準を満たしていること。

③ 厚生労働省令、和歌山県条例で定める基準に従って適正な事業の運営ができること。

④ その他障害者総合支援法第36条第3項第4号から第13号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

〈条例で定める基準〉

・和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月5日和歌山県条例第67号）

〈指定障害福祉サービス事業者の指定基準に係る解釈通知〉

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

### 2 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第38条）

指定施設になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

① 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人であること。

② 指定障害者支援施設の設備及び運営基準に従って適正な施設の運営ができること。

③ その他障害者総合支援法第38条第3項で規定する欠格事項に該当しないこと。

〈条例で定める基準〉（P.38 参照）

・和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月5日和歌山県条例第68号）

〈指定障害者施設の指定基準に係る解釈通知〉

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）

### 3 指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の19）

指定事業者になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 申請者が法人格を有していること。
- ② 従業者の知識及び技能並びに人員が、障害者総合支援法第51条の23第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていること。
- ③ 障害者総合支援法第51条の23第2項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- ④ その他障害者総合支援法第51条の19第2項で規定する欠格事項に該当しないこと。

〈指定一般相談支援事業者の指定基準に係る解釈通知〉

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第21号）

## Ⅲ 指定申請及び届出等の手続き

### 1 指定申請の手続き

#### 準備

#### ◆事業所立ち上げ準備

##### ①法人格の取得

定款に事業目的が記載されていない場合は、目的変更登記を済ませてください。

- 【記載例】
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - ・ 障害福祉サービス事業
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

##### ②指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）の確認、関係法令の確認、必要書類の作成 ※関係法令等の確認（通所系サービス等）

- ・ 【建築基準法】  
使用予定物件の用途が適合しているかを建築部局に確認してください。
- ・ 【消防法】  
消防設備等の設置等の必要性について、消防部局に確認してください。
- ・ 【都市計画法】  
市街化調整区域で事業をする場合、開発許可が必要となりますので、建築部局で手続きをしてください。（市街化調整区域でない場合は確認不要です。）
- ・ 【和歌山県福祉のまちづくり条例】  
建物を新築若しくは新設又は増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、当該公共的施設を整備基準に適合しているか建築部局に確認してください。
- ・ 【その他】
  - (1) 建物所在地の状況（土砂災害危険箇所、津波災害警戒区域、浸水想定区域等）について建築部局等に確認の上、必要に応じて手続き等を行ってください。
  - (2) 指定生活介護、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型については、利用定員が障害福祉計画に定める当該サービスの必要な量に照らして制限があります（障害者総合支援法第36条第2項、障害者総合支援法施行規則第34条の20）ので、事業所を設置する市町村及び圏域を所管する振興局に相談・確認してください。

その際、圏域を所管する振興局では、次の項目を確認します。

- ・指定希望日
- ・事前協議書提出日（指定希望日の最低2か月前の1日までに提出）
- ・利用定員
- ・指定日における利用予定者数 {推定数(利用定員の90%)の概ね半数以上}  
※事前協議書には利用予定者数 {推定数(利用定員の90%)の概ね半数以上} の添付が必要です。  
(利用定員が障害福祉計画に定める必要な量に照らして制限がない上記以外のサービスについては、利用定員の概ね8割以上の利用予定者名簿の添付が必要です。)

**【留意事項】** 指定生活介護、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型

1 **事前協議書提出日**において、障害福祉計画に定める当該サービスの

- ①必要な量に達している場合、
  - ②必要な量を超えることと認める場合、
  - ③その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認める場合、
- のいずれかに該当する場合には、事前協議書を受け付けることはできません。  
(参考) 障害者総合支援法第36条第5項

2 事前協議書提出日が指定希望日から**3か月以上の乖離**がある場合、事前協議書を受け付けることはできません。

(例) 指定希望日が4月1日の場合、事前協議書は1月1日以降受付。

### ③資格要件の確認

人員基準に資格要件がある場合、要件を満たす人員を確保して下さい。

【注意】 サービス管理責任者（通所系サービス等）は以下の研修修了が必要です。

相談支援従事者初任者研修（講義部分）＋サービス管理責任者研修  
(和歌山県での実施は年1回です。) ※詳しくは P.31～参照

### 事前協議 (標準的な協議期間約 30 日間)

◆事業所を設置する圏域を所管する振興局に、事前協議書及び必要書類（3部）を持参の上、遅くとも指定希望日の前々月1日までに具体的に実施予定の事業内容等の協議を開始し、前々月の末日までに終了してください。その際、電話で来庁日時を調整し、従業員の配置状況や事業所の平面図等を持参してください。

当該協議の際には、事業計画や支援内容等について説明を求める場合があるので、管理者及び具体的に事業説明のできる方の同席をお願いします。（事前に連絡いただかなければ、担当者不在等により対応できない場合があります。また、賃貸物件の場合は、契約を締結する前にご相談ください。）

※訪問系サービス、地域相談支援については、事前協議は特段不要です。

ただし、訪問系サービスにおいて通院等乗降介助を実施する場合は事前協議を行ってください。

### 申請

#### ◆提出時期

遅くとも予定している指定月の前月5日までに提出してください。なお、5日が閉庁日の場合は、直後の開庁日を締切日とします。

【例】 10月1日に指定希望→9月5日までに提出

#### ◆申請書類の提出

- ①申請書類：指定申請の際に必要な添付書類等は、サービス種類ごとに異なります。  
サービス毎の必要書類については、「チェックリスト」を参照してください。  
多機能型事業所として一体的に複数のサービスを行う場合には、申請書類は一括で提出してください。  
チェックリスト申請書の様式等は、和歌山県障害福祉課のホームページに掲載しています。  
(和歌山県障害福祉課HP>  
「障害者・障害児 指定事業所等 申請・届出」>「各種 申請・届出様式」)  
([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei\\_jigyosyo/yoshiki.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/yoshiki.html))
- ②提出部数：3部  
(正本1部：県障害福祉課、副本1部：所管の振興局、1部：事業所控え)
- ③提出先：所管の振興局(9.提出先一覧を参照)  
※ 申請書類に不備があれば、追加・修正をしていただくことがあります。また、その際は翌々月以降の指定になることがありますので、余裕をもって申請してください。  
※ 新規申請時に社会保険及び労働保険の加入状況を確認します。

#### 審 査

- ◆提出書類に基づき指定基準を満たしているかどうか審査をします。
- ◆指定をする前に現地確認を行います。その時点で設備上の不備(指定基準を満たしていない、改修工事が完了していない等)がある場合は、指定予定年月日に指定をすることはできませんので御注意ください。(現地確認の日時は事前に連絡します。)

#### 指 定

- ◆指定通知書等を申請者(法人)宛に郵送します。  
指定通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。
- ◆指定日は、申請のあった日の翌月1日です。
- ◆指定の有効期間は、6年です。  
指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に更新の手続きを行う必要があります。  
指定更新申請書は、指定期間満了の前月の末日までに、所管の振興局へ提出してください。

#### 情報提供・公示

- ◆独立行政法人福祉医療機構 HP「WAM NET(ワムネット)内の障害福祉サービス等情報公表システム」等で指定事業者の情報提供を行います。

平成30年4月から「障害福祉サービス等情報公表制度」が始まり、事業者は都道府県知事等に障害福祉サービス等を報告する義務があります。  
申請者(法人)のメールアドレスにID、パスワードが届きますので、ログイン画面から情報入力し、承認申請をしてください。内容の更新も申請者が行ってください。  
システムログイン [www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do](http://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do)  
詳しくは、和歌山県障害福祉課のホームページに掲載しています。  
[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei\\_jigyosyo/wamnet.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/wamnet.html)

◆各市町村・関係機関等に通知します。

◆新規指定事業者について「和歌山県報」に登載します。

↓  
運営状況の確認

◆指定から3か月後を目途に運営状況の確認を行います。

◆適宜、実地指導等を行います。

## 2 業務管理体制の整備に関する届出（障害者総合支援法第51条の2）

平成24年4月から、不正事案の発生防止及び事業運営の適正化を図るため、全ての指定障害福祉サービス事業者等に法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられました。事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、届出を行ってください。

なお、事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

また、根拠条文が異なる事業を実施する場合は、それぞれの条文ごとに届出が必要となります。

届出先は、法人の主たる事務所の所在地になります。（和歌山市に主たる事務所が所在する法人は、届出先が和歌山県障害福祉課になりますのでご注意ください。）

◇届出書に記載すべき事項◇

届出事項	対象となる事業者
①事業者の名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所	全ての事業者
②法令遵守責任者の氏名	
③上記に加え「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
④上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が100以上の事業者

## 3 事業の開始届（障害者総合支援法第79条）

障害福祉サービス事業等を開始するに当たっては、指定申請とは別（又は同時）に、「障害福祉サービス事業等開始届（様式第6号）」を提出する必要があります。

なお、既に障害福祉サービス事業等を開始しており、追加で指定申請する場合は、「事業等変更届（様式第6-2号）」を、指定申請と同時に提出してください。

## 4 変更届出の手続き（障害者総合支援法第46条、第51条の25）

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者（以下「事業者」という）は、当該事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を変更の日から10日以内に知事に対して届け出なければなりません。指定障害者支援施設についても、設置者の住所その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、その旨を変更の日から10日以内に知事に届け出なければなりません。

指定内容変更届出書（様式第2号）の「変更があった事項」をご確認いただき、該当する事項がある場合は届出を提出してください。（指定申請の際に指定申請書及び各種付表に記載した事項について変更があった場合に、届出が必要となります。）

ただし、介護給付費等の請求に関する事項（報酬・加算に関する体制）に変更がある場合の届出時期等については、下記（2）によります。

(1) 変更届出が必要な場合（主なもの）

- ① 事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
- ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、住所等が変更になった場合
- ③ 申請者の定款、寄附行為、登記事項証明書又は条例等が変更になった場合
- ④ 建物の構造、事業所の平面図、設備の概要が変更になった場合
- ⑤ 管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者の氏名、住所等が変更になった場合
- ⑥ 運営規程等が変更になった場合（※定員の変更、従業者の員数の変更は、⑥に該当しません。）
- ⑦ 協力医療機関の名称、契約の内容等が変更になった場合
- ⑧ 事業者又は事業所の電話番号、FAX 番号、メールアドレスが変更になった場合 等

※⑥従業者の員数の変更（従業者の職種、員数及び職務の内容）について

管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、相談支援専門員及び加算要件に必要な人員を除く従業員の員数の変更は、当該年度と前年度の比較基準日において従業者が変更している場合に、年1回基準月の末日までに必要書類を提出することで足りるものとします。

- 1) 訪問系以外のサービス事業所 当該年度4月1日と前年度の4月1日  
(提出期限 4月30日)
- 2) 訪問系サービス事業所 当該年度6月1日と前年度の6月1日  
(提出期限 6月30日)

※以下の変更は、変更届提出前に事前協議が必要です。

(ただし、指定生活介護、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型については、「5 指定変更申請」による手続きを行ってください。)

- ① 定員（増加）または既に指定を受けている単位数を新たに追加する場合  
管轄する県障害福祉課または振興局と事前協議を行った上で、変更予定日の前月5日までに届け出てください。(基本報酬区分が変更するため、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」も併せて提出してください。)
- ② 事業所の所在地(移転)または設備概要・建物の構造を変更する場合  
管轄する県障害福祉課または振興局と事前協議し、現地確認を受けた上で、変更のあった日から10日以内に変更届を提出してください。  
なお、事前協議時と完成後の状況が全く異なる場合、基準等を満たさなかった場合及び変更日までに内装等完成していない場合などについては、当該所在地でのサービス提供及び変更は認められません。
- ③ 訪問系サービスにおいて通院等乗降介助のサービスを実施する場合  
管轄する振興局と事前協議を行った上で、実施予定日の前月5日までに届け出てください。(サービス開始後10日以内に変更届出書を提出してください。)

(2) 介護給付費等の請求に関する届出（「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」  
(様式第5号及び様式第5号別紙)を提出)

※別途 加算に係る様式がある加算については加算別紙も添付。(添付資料等は県ホームページ「(者)加算別添付資料一覧」又は「(訪問系)特定事業所加算(様式)」参照)

- ① 届出に係る加算等の算定  
届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月1日から、16日以降になされた場合には翌々月1日から、算定を開始するものとします。(15日が閉庁日の場合は、直後の開庁日が締切日)

- ② 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い



加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行ってください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

- ③前年度の実績により算定することが要件とされている加算等について  
4月1日から算定する場合、4月15日までに届出を行ってください。  
例) 人員配置体制加算、目標工賃達成指導員加算、基本報酬区分等

※加算等算定要件の変更(人員の入れ替え等)の場合は、変更日から10日以内に「変更届(様式第2号)」及び「介護給付費等の請求に関する届出(様式第5号及び様式第5号別紙)」どちらも提出してください。

- (3) 変更届出又は、給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な書類及び受付場所  
「変更届出書」又は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に必要事項を記入の上、変更があった事項に関連する書類を添付し、所管の振興局(9.提出先一覧を参照)に提出してください。

## 5 指定変更申請(障害者総合支援法第37条、第39条)

指定生活介護、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型において利用定員を増やすときは、指定変更申請の手続きが必要です。

また、障害者支援施設において施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は入所定員を増加しようとするときも、指定変更申請の手続きが必要です。

指定変更申請書は、事前協議(変更する日の前々月1日までに開始)を行った上で、変更する日の前月5日までに提出してください。

### 【提出書類】(事前協議・変更申請共通)

指定変更申請書(様式第1-3号)、付表、平面図、勤務形態一覧表、誓約書、役員等名簿、雇用証明書、設備備品等一覧表、平均利用者算出表

※従たる事業所を新たに設置することに伴い(利用定員が増加する場合)、従たる事業所の内外部の写真及び案内図を添付してください。

※「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」も併せて提出してください。  
(基本報酬区分等が変更するため。)

※定員増に伴う運営規程(例・利用定員数)等の変更については、通常の変更届と同様に変更後10日以内に変更届を提出してください。(従たる事業所を新たに設置した場合は、「事業所の所在地」を変更してください。)

※定員減少の場合は、運営規程に定める定員変更となるため、変更届出で足りません。

## 6 その他の届出の手続き

### (1) 廃止・休止する場合(障害者総合支援法第46条、第51条の25)

事業者は、障害福祉サービスの事業等を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、知事に届け出なければなりません。

休止届にご記入いただく休止期間は、原則6か月以内です。引き続き休止する場合は再度休止届を提出する必要があります。(休止届の再提出(延長)は1回のみ、休止期間は、継続前の分と合わせ最大12か月までとなります。)

「廃止・休止・再開届出書(様式第3号)」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、廃止・休止の際は、利用者対応記録表を添付の上、利用者のサービス利用継続に支障がないよう必要な措置を講じてください。

※利用者の利用調整が未整備な場合には、事業者責務を果たしていない（障害者総合支援法第43条第4項、第44条第4項、第51条の23第3項）として、勧告、命令等を行うこと（障害者総合支援法第49条第1項から第4項まで、第51条の28第1項、第3項又は第4項）とされています。

(2) 再開する場合（障害者総合支援法第46条、第51条の25）

事業者は、休止した事業を再開したときは、その日から10日以内に知事に届け出なければなりません。（再開前に届け出ることも可能です。）

「廃止・休止・再開届出書」（様式第3号）に必要事項を記入の上、提出してください。

(3) 指定を辞退する場合（指定障害者支援施設のみ）（障害者総合支援法第47条）

障害者支援施設がその指定を辞退する場合は、3か月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができますとされています。

指定を辞退しようとする施設は、辞退の日の3か月前までに「指定辞退届出書」（様式第4号）に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、指定辞退の際は、利用者対応記録表を添付の上、利用者のサービス利用継続に支障がないよう必要な措置を講じてください。

7 指定の取消し（障害者総合支援法第50条、第51条の29）

都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者が障害者総合支援法第50条、第51条の29に規定する事項に該当する場合は、指定の取消しを行うことができるとされています。

8 指定の更新（障害者総合支援法第41条、第51条の21）

県知事による障害福祉サービス事業者等の指定については有効期間が定められており、その期間は6年間とされています。（指定期間は指定通知に記載します。）

このため、指定障害福祉サービス事業者等は、6年ごとに指定更新の手続きをしなければ、指定の効力を失うこととなります。

指定更新に当たっては、指定申請と同様の手続が必要です。

「指定更新申請書」（様式第1-2号）は、指定期間満了の前月の末日までに所管の振興局へ提出してください。

（例）指定日が令和3年9月1日の場合

指定期間満了日 令和9年8月31日（6年ごと）

更新申請書提出期限 令和9年7月31日（満了日前月末日まで）

◆同一事業所で指定有効期限が異なるサービスがある場合◆

指定有効期限が最も早いサービスに併せて、すべてのサービスの更新を行うことができます。その際、最も早期に有効期限を終了するサービスと更新日が同一年月日となります。

「同一事業所」とは、

ア 訪問系サービス事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

イ 多機能型事業所（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）

ウ 短期入所を併設し、一体的に管理運営されている事業所（障害者支援施設、共同生活援助、同一建物で行う生活介護等と短期入所）

を指します。

## 9 問い合わせ・提出先一覧

事業所の所在する地域を所管する振興局健康福祉部総務福祉課（和歌山市の事業所については、和歌山市障害者支援課）に提出してください。

なお、事前協議は所管の振興局にご連絡ください。

### ○申請書等提出先

事業所の所在市町村	提出先	住所	電話番号/FAX番号
和歌山市	和歌山市 障害者支援課	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地	電話：073-435-1060 FAX：073-431-2860
海南市・紀美野町	海草振興局 健康福祉部総務福祉課	〒642-0022 海南市大野中939	電話：073-482-5511 FAX：073-482-3786
岩出市・紀の川市	那賀振興局 健康福祉部総務福祉課	〒649-6223 岩出市高塚209 (那賀総合庁舎)	電話：0736-61-0023 FAX：0736-61-0013
橋本市・かつらぎ町 九度山町・高野町	伊都振興局 健康福祉部総務福祉課	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927	電話：0736-42-0491 FAX：0736-42-5468
有田市・湯浅町 広川町・有田川町	有田振興局 健康福祉部総務福祉課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 (有田総合庁舎)	電話：0737-64-1291 FAX：0737-64-1261
御坊市・美浜町 日高町・由良町 日高川町・印南町	日高振興局 健康福祉部総務福祉課	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	電話：0738-22-3481 FAX：0738-22-8751
田辺市・白浜町 上富田町・すさみ町 みなべ町	西牟婁振興局 健康福祉部総務福祉課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 (西牟婁総合庁舎)	電話：0739-26-7932 FAX：0739-26-7916
新宮市・那智勝浦町 太地町・北山村	東牟婁振興局 健康福祉部総務福祉課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8 (東牟婁総合庁舎)	電話：0735-21-9630 FAX：0735-21-9639
串本町・古座川町	東牟婁振興局健康福祉部 串本支所地域福祉課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	電話：0735-72-0525 FAX：0735-72-2739

#### IV 各指定障害福祉サービス事業等について

##### 1 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

###### ○居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

###### ○重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

###### ○同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆、代読を含む）するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。

###### ○行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

人員 基 準	従業者	常勤換算で2.5以上（必要な資格についてはP.30参照）
	サービス提供責任者	<p>○事業規模に応じて1人以上(管理者の兼務可、必要な資格についてはP.26参照)</p> <p>○1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算が可能</p> <p>○サービス提供責任者として配置できる非常勤職員は、事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数の1/2以上の者のみ</p> <p>○次の①～④により算定された数のいずれか低い方の基準以上</p> <p>①月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又はその端数（事業所における待機時間・移動時間を除く）を増す毎に1人以上</p> <p>②従業者数が10人又はその端数を増す毎に1人以上</p> <p>③利用者数が40人又はその端数を増す毎に1人以上</p> <p>※サービス提供時間、従業者数、利用者数の規模は前3か月（暦月）の平均値とするが、新規に指定を受ける場合は推定数とする。</p> <p>※通院等乗降介助のみを利用した場合、利用者数は0.1人として計算する</p> <p>④③にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、利用者数が50人又はその端数を増す毎に1人以上</p> <p><b>責 務</b></p> <p>○居宅介護計画の作成に関すること</p> <p>○利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う</p>
	管理者	常勤で、かつ、原則として専ら管理業務に従事するもの（管理業務に支障がないと考えられる場合は他の職務の兼務可）※兼務の範囲は事前確認必要

		責務 ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 (間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。)
	受付・相談室等	利用申し込みの受付、相談等に対するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

※通院等乗降介助を実施する場合は事前協議が必要です。  
事業開始予定日の前月5日までに事前協議書を3部作成し、2部提出すること。

## 2 重度障害者等包括支援について

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助（外部サービス利用型を除く。）を包括的に提供する。

＜主たる対象者＞ 障害支援区分が区分6であって、以下のいずれかに該当する者

- I 類型 重度訪問介護の対象であって、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている者（筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害等）
- II 類型 重度訪問介護の対象であって、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあり、最重度知的障害者（重症心身障害者等）
- III 類型 行動援護の対象者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（強度行動障害等）

人員基準	従業者	指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること。 ※提供されるサービスによる基準を満たすこと。
	サービス提供責任者	次のいずれの要件にも該当する者を1人以上（1人以上は常勤） ①相談支援専門員 ②重度障害者等包括支援利用対象者又は同等と県が認めた者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者 <b>責務</b> ○重度障害者等包括支援計画の作成に関すること ○総合的なサービス調整 ※利用者のサービス等利用計画を作成した者が、重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない。
	管理者	常勤で、かつ、原則として専ら管理業務に従事するもの（管理業務に支障がないと考えられる場合は他の職務の兼務可）※兼務の範囲は事前確認必要 <b>責務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 （間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。）
	受付・相談室等	利用申し込みの受付、相談等に対するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

（事業所の体制）

- ・利用者からの連絡に随時（24時間）対応できる体制を有していなければならない。
- ・自ら又は第三者に委託することにより、最低2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保しなければならない。
- ・主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

### 3 療養介護

医療を要する者であって、常に介護を必要とする人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のサービスの提供。

人員基準	従業者	医師	健康保険法第65条第4項第1号 に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
		看護職員	○看護師、准看護師又は看護補助者 ○常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上（単位ごと）
		生活支援員	○常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上（単位ごと） ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている場合は、必要数を超過して配置されている看護職員の員数を生活支援員の数に含めることができる。 ○1人以上は常勤（単位ごと）
		サービス管理責任者	○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超過して40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 <b>責務</b> ○個別支援計画の作成に関すること。 ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	管理者	○1人 ○医師であること。 <b>責務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
設備基準	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備		
最低定員	20人		

#### 4 生活介護

常に介護を必要とする者に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要なサービスの提供。

人員 基準	従業者	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医を確保することでも可能） ※ 必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施されることを条件として、医師の配置を行わない形で取り扱うことも差し支えないが、その場合は「医師未配置減算」となる。
		看護職員	保健師、看護師若しくは准看護師 ○1人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと）
		生活支援員	○1人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと） ○1人以上は常勤
		理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は当該訓練を行うために必要な数（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと）
		サービス管理責任者	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、単位ごとに、常勤換算方法で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数。 ①平均障害支援区分が4未満：利用者の数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満：利用者の数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分が5以上：利用者の数を3で除した数以上 ○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 <b>責務</b> ○個別支援計画の作成に関すること ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと
	管理者	○1人 <b>責務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと	
設備 基準	訓練・作業室	○訓練又は作業に支障がない広さ(1人あたり3.3㎡以上)を有すること ○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること	
		多目的室その他運営に必要な設備 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。	
最低 定員	単独で実施する場合	20人	
	多機能型で実施する場合	6人	



## 5 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

人員基準	従業者	併設事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
			指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く。） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	空床利用型事業所		指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
			指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く。） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

	従業者	単独型事業所	指定生活介護事業所等	<p>①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	
			指定生活介護事業所等以外	上記②と同じ	
	管理者	<p>原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</p> <p><b>責 務</b></p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。</p>			
設備基準	居室	併設事業所、空床利用型事業所	併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること		
		単独型事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員：4人以下</li> <li>・地階に設けてはならないこと</li> <li>・利用者1人当たりの床面積：収納設備等を除き8㎡以上</li> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>		
設備	併設事業所	併設事業所	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる		
		空床利用型事業所	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる		
		単独型事業所	食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供に支障がない広さを有すること</li> <li>・必要な備品を備えること</li> </ul>	
			浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に応じたものであること</li> </ul>	
洗面所 便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設けること</li> <li>・利用者の特性に応じたものであること</li> </ul>				

## 6 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要なサービスの提供。

人員基準	従業者	看護職員	○保健師、看護師若しくは准看護師 ○1人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと） ○1人以上は常勤
		理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は当該訓練を行うために必要な数（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと） ○1人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと）
		生活支援員	1人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと） ○1人以上は常勤
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上。 ※ 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練を提供する場合は、上記に加えて訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこと。		
	サービス管理責任者	○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 <b>責務</b> ○個別支援計画の作成に関すること ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	
	管理者	○1人 <b>責務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと	
設備基準	訓練・作業室	○訓練又は作業に支障がない広さ(1人あたり3.3㎡以上)を有すること ○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。		
最低定員	単独で実施する場合 20人 多機能型で実施する場合 6人		

## 7 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要なサービスの提供。

人員 基準	従業者	生活支援員	<p>○常勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上</p> <p>①②に掲げる利用者以外の利用者</p> <p>②指定宿泊型自立訓練の利用者</p> <p>※ 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を配置する場合は、生活支援員及び看護職員の総数が、上記において必要とされる数を満たしていれば足りる。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員はそれぞれ1人以上とする。</p> <p>※ 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練を提供する場合は、上記に加えて、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこと。</p> <p>○1人以上は常勤</p>
		地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合は1人以上は常勤
		サービス管理責任者	<p>○利用者の数が60以下：1人以上</p> <p>利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p> <p><b>責務</b></p> <p>○個別支援計画の作成に関すること</p> <p>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと</p>
		管理者	<p>○1人</p> <p><b>責務</b></p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと</p>
設備 基準	訓練・作業室	<p>○訓練又は作業に支障がない広さ(1人あたり3.3㎡以上)を有すること</p> <p>○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること</p>	
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		<p>※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること。（指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は、訓練・作業室を設けないことができる。）</p> <p>①居室</p> <p>○1の居室の定員は、1人とする。</p> <p>○1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。</p> <p>②浴室 利用者の特性に応じたものであること</p>
最低 定員	<p>単独で実施する場合 20人</p> <p>多機能型で実施する場合 6人</p>		

## 8 就労移行支援

就労を希望する者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要なサービスの提供。

人員 基準	従業者	職業指導員	1人以上
		生活支援員	1人以上
	○職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上。 ○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤		
	就労支援員	○常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上	
設備 基準	サービス管理責任者	○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 <b>責務</b> ○個別支援計画の作成に關すること ○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	
	管理者	○1人 <b>責務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと	
最低 定員	訓練・作業室	○訓練又は作業に支障がない広さ(1人あたり3.3㎡以上)を有すること ○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。		
最低 定員	単独で実施する場合	20人	
	多機能型で実施する場合	6人	

## 9 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要なサービスの提供。

人員基準	従業者	<p>職業指導員 1人以上</p> <p>生活支援員 1人以上</p> <p>○職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。</p> <p>○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤</p>
	サービス管理責任者	<p>○利用者の数が60以下：1人以上</p> <p>利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p> <p><b>責務</b></p> <p>○個別支援計画の作成に関すること</p> <p>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと</p>
	管理者	<p>○1人</p> <p><b>責務</b></p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと</p>
設備基準	訓練・作業室	<p>○訓練又は作業に支障がない広さ(1人あたり3.3㎡以上)を有すること</p> <p>○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること</p>
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること。
	<p>多目的室その他運営に必要な設備</p> <p>※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p>	
最低定員	<p>10人（雇用締結利用者）</p> <p>雇用契約未締結利用者は、利用定員の100分の50及び9人を超えてはならない。</p> <p>※多機能型で実施する場合も同じ</p>	
<p>※一定の割合で障害者以外の者の雇用について（報酬の対象外）</p> <p>下記により、利用定員に対する割合により</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員10人以上20人以下：利用定員の5割以下</li> <li>・利用定員21人以上30人以下：10人または利用定員の4割のいずれか多い数以下</li> <li>・利用定員31人以上：12人または利用定員の3割のいずれか多い数以下</li> </ul>		

## 10 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供及び生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要なサービスの提供。

人員 基準	従業者	職業指導員	1人以上
		生活支援員	1人以上
		<p>○職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。</p> <p>○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤</p>	
	サービス管理責任者	<p>○利用者の数が60以下：1人以上</p> <p>利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>○1人以上は常勤</p> <p><b>責務</b></p> <p>○個別支援計画の作成に関すること</p> <p>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと</p>	
	管理者	<p>○1人</p> <p><b>責務</b></p> <p>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと</p> <p>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと</p>	
設備 基準	訓練・作業室	<p>○訓練又は作業に支障がない広さ(1人あたり3.3㎡以上)を有すること</p> <p>○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること</p>	
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	○利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		<p>※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p>
最低 定員	単独で実施する場合	20人	
	多機能型で実施する場合	10人	

## 11 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、原則として3年以内の期間にわたり、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

人員 基準	従業者	就労定着支援員	○常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上 ※利用者数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（過去3年間の6か月定着者数実績の70%）とする。
		サービス管理責任者	○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○1人以上は常勤 ○就労定着支援員との兼務は不可 <b>責務</b> ○利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと
		管理者	○1人 <b>責務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
設備 基準	事務室		○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室（間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。）
	受付等のスペース		○利用申し込みの受付、相談等に対応するために適切なスペース
	設備・備品等		○必要な設備及び備品等を確保すること
実施 主体	過去3年間に於いて平均1人以上、一般就労させている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所又は障害者支援施設であること		



## 12 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、原則1年間にわたり定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

人員基準	従業者	地域生活支援員	○1人以上（利用者の数が25に対して1人を標準とし、25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい）
		サービス管理責任者	○利用者の数が30以下：1人以上 利用者の数が31以上：1人に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○地域生活支援員との兼務可 <b>責務</b> ○利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること ○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと ○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと
		管理者	○1人 <b>責務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
設備基準		事務室	○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室（間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。）
		受付等のスペース	○利用申し込みの受付、相談等に対応するために適切なスペース
		設備・備品等	○必要な設備及び備品等を確保すること
運営主体	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設、指定一般相談支援及び特定相談支援の事業所であること。		

### 13 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスの提供。

人員基準	従業者	世話人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービス包括型、外部サービス利用型 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上</li> <li>○日中サービス支援型 常勤換算方法で、利用者数を5で除した数以上</li> </ul>
		生活支援員	常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ※外部サービス利用型の事業所は、配置しなくてよい
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の数が30以下：1人以上</li> <li>○利用者の数が31以上：1人に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">責務</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別支援計画の作成に関すること。</li> <li>○利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</li> <li>○利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</li> <li>○他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</li> </ul>
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常勤で1人</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">責務</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。</li> <li>○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。</li> </ul>	
設備基準	住居	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。（地域移行支援型ホームを除く。）</li> <li>○指定事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居は含まない。）を有すること。</li> </ul>	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同生活住居は1以上のユニットを有すること。</li> <li>○ユニットごとに、複数の居室、風呂、トイレ、洗面所、台所、居間、食堂を設けること。</li> <li>○居室は、収納設備を除く面積が7.43㎡以上で、廊下や居間等につながる出入り口があり、他の居室とは明確に区分されていること。</li> </ul>	
	定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定事業所の定員：4人以上</li> <li>○共同生活住居の入居定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合は20人以下）</li> <li>○ユニットの定員：2人以上10人以下</li> <li>○居室の定員：1人（夫婦で居室を利用する場合等は希望により2人）</li> </ul>	
	事業所の単位	指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲（主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲）内にある1	

	<p>以上の共同生活住居を事業所として指定する。</p> <p>サテライト型住居（1の本体住居に2ヶ所まで。本体住居の定員による設置基準あり）は入居定員は1人。風呂、トイレ、洗面所、台所等を設け、本体住居から入居者が20分以内で移動できること。サテライト型住居の入居者から適切に本体住居へ通報を受けられることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けること。</p>
--	---

◆サテライト住居

一人で暮らしたいという利用者のニーズに応えつつ、食事や余暇活動等は本体住居に参加する、一人暮らしに近い形態のものです。

本体住居の職員が共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等（原則として1日複数回を想定）により、日常生活上の援助を行い、原則として3年の間に、一般住居等へ移行できるよう、他の関係機関と連携を図り、計画的な支援を行う必要があります。

※共同生活住居（サテライト住居を含む）の所在地（建物の増減を含む）又は施設概要・建物の構造（居室等の利用区画変更等含む）に変更がある場合は事前協議が必要です。

#### 14 障害者支援施設（施設入所支援）

施設に入所する者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上のサービスの提供を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）の提供を行う。

人員基準	従業者	生活支援員 （施設入所支援：夜間職員） ○利用者の数が60以下：1人以上 利用者の数が61以上：1人に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型のみ提供にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。 （昼間実施サービス） ○それぞれの基準による。
	サービス管理責任者	昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。
	施設長(管理者)	○1人 <b>責 務</b> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
設備基準	訓練・作業室	○専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。 ○訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ○訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
	居室	○一の居室の定員は、4人以下とすること。 ○地階に設けてはならないこと。 ○利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。 ○寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ○必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	食堂	○食事の提供に支障がない広さを有すること。 ○必要な備品を備えること。
	浴室	○利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所・便所	○居室のある階ごとに設けること。 ○利用者の特性に応じたものであること。
	相談室	○室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	廊下幅	○1.5メートル以上とすること。中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。 ○廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。
	多目的室その他運営に必要な設備。 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。	
	最低定員	（施設入所支援）30人 （昼間実施サービス）利用定員の合計が20人以上であること ○単独の場合 生活介護、自立訓練（機能訓練/生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型 20人 ○複数の昼間実施サービスを行う場合 生活介護、自立訓練（機能訓練/生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型 6人

15 一般（地域）相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

○地域移行支援

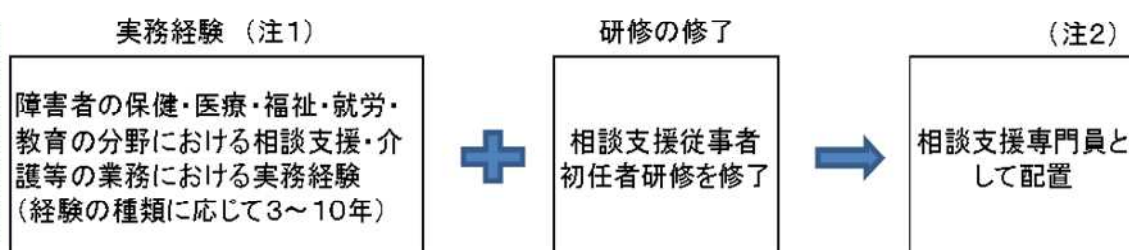
障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

○地域定着支援

居宅において单身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。

人員基準	従業者	○専従の指定地域移行支援従事者（指定地域定着支援従事者）を置くこと （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ○指定地域移行支援従事者（指定地域定着支援従事者）のうち、1人以上は相談支援専門員であること
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） <b>責 務</b> ○事業所従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
設備基準	事務室	○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 （間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。）
	受付等のスペース	○利用申し込みの受付、相談等に対するための適切なスペース
	設備・備品等	○必要な設備及び備品等を確保すること

※相談支援専門員について



（注1）実務経験の要件…指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）

（注2）相談支援専門員の資格維持には、相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、以降5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修の受講が義務付けられています。

## 16 共生型サービスの指定について

共生サービスは、介護保険または障害福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくするための「指定の特例」です。

### <共生型サービス対象事業>

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所

#### 1. 指定要件

共生型サービスの指定要件は、共生型サービスの母体となる既存サービスの基準に沿ったものとなります。

すなわち、共生型サービスと既存サービスの利用者の合計数により、従業員の員数及び施設の面積が既存サービスの基準を満たしている必要があります。

#### 2. 定員の考え方

共生型サービスにおける利用定員は、共生型サービスの指定を受ける既存サービス事業所において、同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限です。

なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えありません。

(例) 定員20名の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても差し支えない。

#### 3. 管理者

共生型サービスの管理者と既存サービスの管理者が兼務でも差し支えありません。

#### 4. サービス管理責任者

例えば、介護保険サービスを母体として、共生型生活介護等の指定を受ける場合は、新たにサービス管理責任者を置かなくても差し支えありません。

なお、共生型生活介護事業所等においてサービス管理責任者を配置し、かつ地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合は「サービス管理責任者配置等加算【新設】」の請求が可能です。

#### 5. 技術的支援

共生型サービス指定に当たっては、指定障害福祉サービス事業所その他の関係施設から、共生型サービス事業所が障害者の支援を行う上で必要な技術的支援を受けている必要があります。

#### 6. 基本報酬・加算

共生型サービスは、本来の障害福祉サービス事業所等の基準を満たしていないため、本来の報酬単価とは区別し、準該当サービスを参考にした報酬が設定されています。

なお、各種加算については、指定障害福祉サービスと同様の算定基準を満たせば算定可能です。

※居宅介護、重度訪問介護については、報酬単価の共生型との区別はありません。

※チェックリスト・申請書の様式等は、和歌山県障害福祉課のホームページに掲載しています。

和歌山県障害福祉課HP>「障害者・障害児 指定事業所等 申請・届出」>「各種 申請・届出様式」  
([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei\\_jigyosyo/yoshiki.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/yoshiki.html))

## V 参考事項

### 1. 資格要件について

#### ◆サービス提供責任者（訪問系サービス）・**重度障害者等包括支援**

次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。

	介護福祉士・看護師・准看護師	養成研修修了書（各研修に相当する研修を含む）				行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）	厚生労働大臣が定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
		実務者研修	介護職員基礎研修	居宅介護従業者養成研修課程（1級）・訪問介護員（1級）	介護職員初任者研修 居宅介護職員初任者研修		
居宅介護		○			△※1		
重度訪問介護		○			△※1		
同行援護			△※2		△※1・2		○
行動援護			△※4		△※1・4	△※3	
<b>重度障害者等包括支援</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の資格を有する</li> <li>・<b>重度障害者等包括支援の対象となるものに対し、直接処遇の実務経験が3年以上</b></li> </ul>					

上記表の○は、その資格のみで要件を満たすことを指す。

上記表の△は、以下の要件も必要であることを指す。

※1 実務経験3年かつ540日以上必要。ただし、令和3年4月以降、居宅介護において該当者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合、報酬の30%が減算される。

※2 上記表の「同行援護」の△の資格要件に該当する者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程。相当すると和歌山県知事が認めるもの（※5）を含む。）を修了した者

※3 「行動援護」は、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）（相当すると和歌山県知事が認めるものを含む。）修了者で、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援に3年以上かつ540日以上従事した経験がある者。

※4 「行動援護」は、令和6年3月31日までの間に限り、居宅介護に係るサービス提供責任者の資格要件に加え、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援に5年以上かつ900日以上従事した経験がある者でも可。

※5（同行援護）「知事が認める研修」

1 下記研修修了者は同行援護従事者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす。

- ・視覚障害者移動支援従事者養成研修
- ・視覚障害者移動介助従業者養成研修
- ・ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者（養成）研修課程
- ・大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修

2 下記研修修了者は同行援護従事者養成研修（一般課程＋応用研修）を修了したものとみなす。

- ・視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修

◆訪問系サービス及び**重度障害者等包括支援**の従業者

サービス種類	要件
居宅介護	①介護福祉士、看護師、准看護師 ②実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者 ③居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程修了者 ④居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）修了者 ⑤障害者居宅介護従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者 （※⑤の従業者がサービス提供を行った場合、家事中心型で10%・身体介護中心型で30%減算）
重度訪問介護	①居宅介護従業者の資格要件を満たす者 ②重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）修了者 （※特に重度の障害者に対する支援加算を算定する場合は、追加課程・統合課程の修了者のみ）
同行援護	以下の①～③のいずれかに該当する者 ①同行援護従業者養成研修一般課程（又は移動介護従業者養成研修の視覚障害者課程）の修了者（※盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置を令和5年度末（令和6年3月31日）まで延長する。） ②介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師であり、かつ視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接支援に限る）に1年以上かつ180日以上従事した経験を有する者（※障害者居宅介護従業者基礎研修（訪問介護員養成研修3級課程）修了者は10%減算） ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者
行動援護	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害者支援者養成研修（基礎及び実践）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上かつ180日以上の従事経験を有するもの。 （※令和6年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上かつ360日以上従事した経験を有する者は、当該基準に適合するものとみなす。）
重度障害者等包括支援	<b>指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること。</b> <b>※家族介護は不可</b> <b>※資格要件は設定しない</b>



◆管理者（施設長）

責 務

- 事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと
- 事業所従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと

要 件

サービス種別	資 格 要 件（いずれかに該当する者）
療養介護	医師であること
生活介護 自立訓練 就労移行支援	○社会福祉主事の要件を満たす者 （社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉事業従事者試験合格者等） ○社会福祉事業に2年以上従事した者
就労継続支援A型 就労継続支援B型	○社会福祉主事任用資格要件に該当する者 （社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉事業従事者試験合格者等） ○社会福祉事業に2年以上従事した者 ○企業を経営した経験を有する者

※上記以外の指定障害福祉サービス事業所の場合は、具体的な資格要件はありません。

◆サービス管理責任者

責 務

- 個別支援計画（以下「計画」という。）の作成に関すること
  - ①利用者について、アセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行う。
  - ②アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成する。
  - ③計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求める。
  - ④計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し文書により利用者の同意を得る
  - ⑤作成した計画を利用者に交付する。
  - ⑥計画の作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- 利用申込者の利用に際し、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

要 件

- (1) 研修終了要件 (P.31～)
  - (2) 実務経験要件 (P.33～)
- のいずれも満たす者

### (1) 研修修了要件

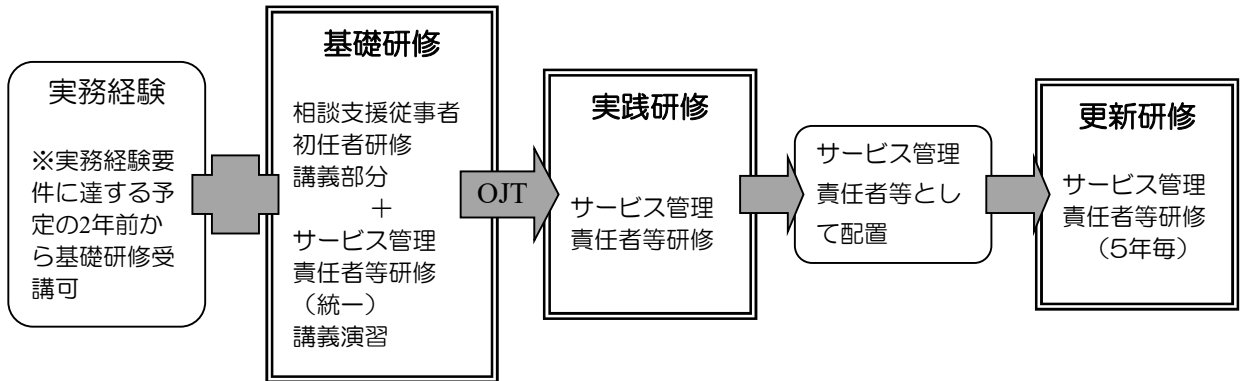
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講
- ・サービス管理責任者研修の受講

## 《サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修体系の改正》

平成31年度(令和元年度)より

### 改正のポイント

○研修が基礎研修、実践研修、更新研修に分けられます。



○研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになります。

従来は介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されるため、従事する事業所の種別による「分野」に分かれた研修ではなくなります。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。そのため、いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサービス管理責任者等研修を修了したものととなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、就労分野や児童分野の研修修了者とみなされます。）

○直接支援業務による配置に必要な実務経験要件が、10年から8年に緩和されました。（P.32 第2参照）

○基礎研修は、サービス管理責任者等に配置に必要な実務経験年数より2年早く受講できます。

### 経過措置

○改正前の研修（平成18年度～30年度）受講済の方

令和5年度末（2024年3月末）までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等とみなして配置することが可能です。（この改正前の研修には、児童発達支援管理責任者研修も含まれます。）

○基礎研修受講時点で配置に必要な実務経験年数を満たしている方  
（令和元年度～3年度の基礎研修受講者に限る）

基礎研修修了後3年間は、実践研修を受講していなくてもサービス管理責任者等とみなして配置が可能です。

○基礎研修受講時点で配置に必要な実務経験年数を満たしていない方  
（令和元年度～3年度の基礎研修受講者に限る）

基礎研修修了後に配置に必要な実務経験要件を満たした場合は、実践研修受講前でもサービス管理責任者等とみなして配置が可能です。

#### 配置時の取扱い

配置に必要な実務経験を満たしていない基礎研修修了者は、次の事項が可能です。

- ① 2人目のサービス管理責任者等として配置
- ② 個別支援計画の原案作成

#### 実践研修の受講

受講者の実務経験要件

実践研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援（サービス管理責任者含む）業務の実務経験がある。

#### 更新研修の受講

受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

- ① 実践研修受講年の翌年度から5年間で2年以上のサービス管理責任者、児童発達管理責任者、管理者、相談支援専門員いずれかの実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している

改正前（平成18年度～平成30年度）の研修受講者の方は、令和元年度から開催の更新研修1回目に限り「受講者の要件」は求めませんが、2回目の更新研修から「受講者の要件」を満たす必要があります。

※5年間のうち更新研修が受講できなかった場合、サービス管理責任者等としての資格は失効しますが、実践研修を受講すると資格は復活します。（基礎研修の受講は不要です。）

#### ◎相談支援業務

身体上または精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務をいう。

#### ◎直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者の及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

#### ◎実務経験について

当該業務に従事した日数についても下記のとおり満たさなければならない。

- |        |               |
|--------|---------------|
| 「3年以上」 | 3年以上かつ540日以上  |
| 「5年以上」 | 5年以上かつ900日以上  |
| 「8年以上」 | 8年以上かつ1440日以上 |

(2) 実務経験要件 (平成31年3月27日改正 平成18年厚生労働省告示第544号)

※配置に必要な実務経験は下記の通りです。  
(基礎研修受講には、経験年数の2年前から受講可能です。)

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	<b>第1 相談支援業務</b> <b>ア 施設等における相談支援業務</b> ○地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体(知的)障害者相談支援事業 ○児童相談所、身体(知的)障害者厚生相談所、発達障害者支援センター、福祉事業所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター <b>イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保険医療機関における相談支援業務</b> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格(区分「第4」の※印参照)を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者 <b>ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務</b> <b>エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</b> <b>オ その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務</b>	5年以上
	<b>第2 直接支援業務</b> <b>カ 施設及び医療機関等における介護業務</b> ○障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病室 ○障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○保険医療機関、保険薬局、訪問介護事業 <b>キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務</b> <b>ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務</b> <b>ケ その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務</b> ○市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	8年以上
	<b>第3 有資格者</b> <b>コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務</b> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を取得したものと認められるもの(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士(区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数参入不可) (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	<b>第4 国家資格</b> 次のA及びBのいずれにも該当する者 A: 区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B: 国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士	

※区分「第1」と区分「第3」は通算可

## 2. 障害者総合支援法に規定する欠格事項について（障害者総合支援法第36条第3項一部要約）

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(※)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

※ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法

- (6)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (8) 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの）のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。

※ ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (9) 申請者が、第 50 条第 1 項又は第 51 条の 29 第 1 項若しくは第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 46 条第 2 項又は第 51 条の 25 第 2 項若しくは第 4 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (10) 第 36 条第 3 項第 8 号に規定する期間内に第 46 条第 2 項又は第 51 条の 25 第 2 項若しくは第 4 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (11) 第 36 条第 3 項第 8 号に規定する期間内に第 46 条第 2 項又は第 51 条の 25 第 2 項若しくは第 4 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 36 条第 3 項第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 11 号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (14) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第 36 条第 3 項第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 11 号までのいずれかに該当する者であるとき。

### 3. 用語の定義等

#### ◆常勤換算方法

当該指定障害福祉サービス事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

※ この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り捨てること。

#### ◆勤務延べ時間数

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

#### ◆常勤

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

#### ◆専ら従事する・専ら提供に当たる・専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護、生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

※兼務とは、勤務している指定障害福祉サービス事業所において、勤務すべき職種以外の職務に同時並行的に従事していることを指す。

#### ◆利用者数（人員基準の員数算定する場合）

- ・前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の平均利用者数

当該年度の前年度の全利用者延べ数／開所日数

- ・新設又は増床の場合は推定数

新設（増床）の時点から6月未満	利用定員の90%
新設（増床）の時点から6月以上1年未満	直近6か月の全利用者数／開所日数
新設（増床）の時点から1年以上	直近1年間の全利用者数／開所日数

※ この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げること。

#### ◆平均障害支援区分

- ・平均障害支援区分

{ (区分2利用者×2) + (区分3利用者×3) + (区分4利用者×4) + (区分5利用者×5) + (区分6利用者×6) } / 総利用者数

※ この算定に当たっては、小数点第2位以下を四捨五入すること。

#### ◆実務経験と日数換算

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例) 「8年以上」：8年以上かつ1440日以上

## 4. 和歌山県条例

○和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成 24 年 10 月 5 日  
条例第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 30 条第 1 項第 2 号イ、第 36 条第 3 項第 1 号、第 41 条の 2 第 1 項各号並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)

第 3 条 第 1 条の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 30 条第 2 項、第 36 条第 4 項、第 41 条の 2 第 2 項及び第 43 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(人権擁護)

第 4 条 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス(以下「指定障害福祉等サービス」という。)の事業を行う者は、指定障害福祉等サービスの利用者の人権を擁護するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 5 条 指定障害福祉等サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。以下この条及び次条において同じ。)の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策)

第 6 条 指定障害福祉等サービスの事業を行う者は、指定障害福祉等サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 25 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



○和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成 24 年 10 月 5 日

条例第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 38 条第 3 項において準用する法第 36 条第 3 項第 1 号並びに第 44 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等)

第 3 条 第 1 条の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 38 条第 3 項において準用する法第 36 条第 4 項及び第 44 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(人権擁護)

第 4 条 指定障害者支援施設は、利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 5 条 指定障害者支援施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策)

第 6 条 指定障害者支援施設は、利用者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。